

地域福祉推進支援 第1弾

臨時特例給付金の 支給開始について

- 能登地域の6市町※1において、被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、**高齢者※2や障害者※3のいる世帯**に対して、順次、**家財給付金50万円**を支給します。
この**申請手続きは不要**です。

※4月上旬から、対象世帯に順次、支給通知を送付します。

※資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯のうち、①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、
③児童扶養手当受給世帯についても、今後、申請手続き不要で支給予定(準備中)

- **家計急変世帯や、自動車給付金を受取る世帯など、申請が必要な世帯の申請受付**については、**準備が整い次第、開始予定**ですので、しばらくお待ちください。

制度の概要

支援対象

能登地域の6市町※1において、**半壊以上**の被災をした、

- 高齢者や障害者のいる世帯
- 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯
 - ① 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
 - ② 家計急変世帯
 - ③ 児童扶養手当受給世帯
 - ④ 離職・廃業した人がいる世帯
 - ⑤ 一定のローン残高がある世帯

支援内容

家財等支援…………… 最大100万円(家財50万円+自動車50万円)

住宅再建支援…………… 最大200万円 ※実費を勘案(賃借の場合:最大100万円)

	家財	自動車	住宅再建(最大)	
			建設・購入 補修	200万円 (準備中)
全壊	50万円	50万円 (準備中)	賃借	100万円 (準備中)
大規模半壊				
中規模半壊				
半壊				

※1 珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市

※2 令和6年3月31日時点で65歳以上の方。令和6年4月1日から令和9年1月31日までに65歳となる方には、65歳到達日以降に、順次支給を行います。

※3 令和6年1月1日現在における身体、療育、精神手帳所持者、障害者(児)サービス利用者が対象です。
被災により、新たに障害者手帳を取得された方は、しばらくお待ちください。

お問い合わせ先

地域福祉推進支援臨時特例給付金運営事務局
(臨時特例給付金コールセンター)

コールセンター受付時間 9:00~17:00(土日祝日含む、年末年始12/28~1/3はお休み)

TEL 076-225-1956